一　特別地域に次の区域を追加する。
福井県勝山市北谷町の一部
二　第二種特別地域に次の区域を追加する。
石川県白山市内国有林石川森林管理署四八林班から四九林班までの各一部
福井県大野市内国有林福井森林管理署一〇〇七林班から一〇八林班までの各一部
福井県勝山市内国有林福井森林管理署一〇四二林班から一〇四五林班までの各一部
福井県勝山市北谷町の一部
福井県勝山市平泉寺町の一部
三　第三種特別地域に次の区域を追加する。
福井県勝山市北谷町の一部
四　第三種特別地域から次の区域を削除する。
石川県白山市内国有林石川森林管理署四八林班から四九林班までの各一部
福井県大野市内国有林福井森林管理署一〇〇七林班から一〇八林班までの各一部
福井県勝山市内国有林福井森林管理署一〇四二林班から一〇四五林班までの各一部
福井県勝山市平泉寺町の一部
五　市ノ瀬集団施設地区に次の区域を追加する。
石川県白山市白峰の一部
六　市ノ瀬集団施設地区の整備計画区を次のとおりとする。
市ノ瀬整備計画区及び岩屋俣谷整備計画区
七　次の単独施設を削除する。

種類	位置
園地	石川県白山市（岩屋俣谷）
園地	石川県白山市（白山室堂）

八　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	福井県勝山市北谷町（廻り池）
園地	石川県白山市及び岐阜県大野郡白川村（白山室堂）

九　次の道路を削除する。
（一）　歩道
石川県白山市（三ツ谷）から同市（赤兎山）まで
福井県大野市（経ヶ岳・国立公園境界）から同市（経ヶ岳）まで
福井県勝山市（平泉寺）から同市（経ヶ岳）まで
十　次の道路を追加する。
（一）　車道
福井県勝山市（国立公園境界）から同市（廻り池）まで
（二）　歩道
石川県白山市（三ツ谷）から同市（小原峠）まで
福井県大野市（経ヶ岳・国立公園境界）から同県勝山市（赤兎山・歩道合流点）
福井県勝山市（板谷の頭）から同市（小原峠）まで
福井県勝山市（伏拝歩道分岐点）から同市（経ヶ岳）まで
福井県勝山市（廻り池）から同県大野市（三ノ峰）まで
福井県勝山市（平泉寺）から同市（廻り池）まで
十一　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第八十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、白山国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。
変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十四年五月七日
環境大臣　細野　豪志

○環境省告示第八十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、次に掲げる白山国立公園の集団施設地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。
変更後の集団施設地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十四年五月七日
環境大臣　細野　豪志
一　追加する区域
福井県勝山市北谷町の一部
二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第八十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、次に掲げる白山国立公園の集団施設地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。
変更後の集団施設地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十四年五月七日
環境大臣　細野　豪志
一　名称及び追加する区域

名称	区域
市ノ瀬集団施設	石川県白山市白峰の一部

二　区域を表示した図面（省略）

国会事項

衆議院

質問書提出

五月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
東京都知事の東京都が尖閣諸島を購入する旨の発言に対する政府の見解等に関する質問主意書（小野寺五典提出）

辞令

（文部科学調査室首席調査員）
衆議院調査局調査員　行平　克也
国家基本政策調査室首席調査員兼務を命ずる
（法務調査室次席調査員兼北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室次席調査員）同　鈴木　宏幸
国家基本政策調査室次席調査員兼務を命ずる
（国家基本政策調査室首席調査員兼北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室首席調査員）同　鈴木　光一
国家基本政策調査室首席調査員を免ずる
北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室首席調査員兼務を免ずる
調査局付を命ずる（以上五月一日）

人事異動

金融庁

（財務省大臣官房付）財務事務官　河村　直樹
内閣府事務官に任命する
監督局総務課協同組織金融室長を命ずる
（監督局総務課協同組織金融室長）内閣府事務官　岸山　敏浩
監督局保険課損害保険・少額短期保険監督室長を命ずる
（監督局保険課長兼監督局保険課損害保険・少額短期保険監督室長）同　小原　広之
監督局保険課損害保険・少額短期保険監督室長兼務を免ずる（以上五月一日）

財務金融省

農林水産省庁

農林水産省

農水産業協同組合貯金保険機構監事に任命する　三和　彦幸
（五月一日）

法務省

（富山地方検察庁検事正）検事　牧島　聡
長野地方検察庁検事正に配置換する
（さいたま地方検察庁次席検事）同　信田　昌男
富山地方検察庁検事正に配置換する
（東京高等検察庁検事兼最高検察庁検事）同　森　悦子
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁次席検事を命ずる
最高検察庁検事の併任を解除する
（長野地方検察庁検事正）同　八幡　雄治
辞職を承認する（以上四月二十七日）
○定年退官
小倉区検察庁副検事足立誠は、検察庁法第二十二条の規定により四月二十七日限り定年退官

農林水産省

（大臣官房付）農林水産事務官　石垣　英司
人事院に出向させる（五月一日）

会計検査院

検査官　山浦　久司
会計検査院長重松博之帰朝につき会計検査院法施行規則第八条の規定による会計検査院長の職務代行は終了した（五月六日）

叙位・叙勲

○叙位

（北海道大学名誉教授）　堀口　郁夫
従四位に叙する
小林　明
従五位に叙する